

# 伊勢崎市情報公開審査会

(答申第4号)

◆ 諮問第4号 平成20年度の一般廃棄物収集運搬業務委託の一括随意契約に関する一切の書類の一部を公開することとする決定に係る異議申立てについて

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本異議申立てに係る事件（以下「本異議申立事件」という。）の対象となった行政情報については、結論として、伊勢崎市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人である〇〇〇〇氏（以下「異議申立人」という。）に対して行った決定のとおり、部分公開とすることが相当である。

### 第2 異議申立ての趣旨及び経緯

- 1 平成20年6月23日付けで異議申立人は、実施機関に対して、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により「平成20年度の一般廃棄物収集運搬業務委託の一括随意契約に関する一切の書類」について、行政情報の公開請求（以下「公開請求」という。）を行った。
- 2 同年7月8日付けで実施機関は、異議申立人の行った公開請求に対して、当該公開請求に係る行政情報の一部を公開することとする決定を行った。
- 3 同年7月31日付けで異議申立人は、実施機関に対して、上記2の決定のうち、次に掲げる行政情報（以下「本件対象行政情報」という。）に係る公開決定等（以下「本件処分」という。）について、本件処分は条例の解釈及び運用を誤ったもので、違法な処分であることから、「本件処分を取り消すとの決定を求める」との趣旨で異議申立てを行った。

#### (1) 伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について

- ア 「特定の法人等の業務の履行状況及びその評価が記録されている部分」は、条例第7条第1項第6号に該当し、「公にすることにより、特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ため、当該部分を公開しないこととしたもの
- イ 「設計単価が推測される部分」は、条例第7条第1項第3号に該当し、「公にすることにより、今後、適正な額での業者決定及び契約に係る事務に支障が生じ、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがある」ため、当該部分を公開しないこととしたもの
- ウ 「陳情書」は、条例第7条第1項第3号及び第6号に該当し、「市政に関する意見、要望、提案等を文書として市長に提出する陳情書、要望書等は、通常、公にすることを前提として作成されていないことから、当該情報を公にすることにより、陳情書を提出した法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、今後、個人又は法人等が本市に対する自由率直な意見表明の機会を制限するおそれがある」ため、その全部を公開しないこととしたもの

#### (2) 予算執行伺

「予算執行伺」は、条例第7条第1項第3号に該当し、「公にすることにより、今後、適正な額での業者決定及び契約に係る事務に支障が生じ、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがある」ため、その全部を公開しないこととしたもの

(3) 見積合せ調書

「設計金額が記録されている部分」及び「予定価格調書」は、条例第7条第1項第3号に該当し、「公にすることにより、今後、適正な額での業者決定及び契約に係る事務に支障が生じ、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがある」ため、当該部分を公開しないこととしたもの

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、行政情報公開決定等理由説明書及び審査会における口頭理由説明により、本件処分の理由について、次のように説明している。

#### 1 一般廃棄物収集運搬業務について

本市では、家庭から出される一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務（以下「一般廃棄物収集運搬業務」という。）を業者に委託して実施している。

一般廃棄物収集運搬業務を委託するに当たり、伊勢崎市全域を9地区に分け、受託者は、それぞれの区域内に設置されているごみステーション等から次に掲げる一般廃棄物の収集及び運搬並びに指定された場所への搬入を行うものである。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ・粗大ごみ
- (3) びん類・缶類
- (4) 有害物・危険物類
- (5) 資源物等

#### 2 一般廃棄物収集運搬業務に係る契約手続について

##### (1) 一般廃棄物収集運搬業務委託に係る契約締結の方法

本異議申立事件において対象となっている行政情報は、平成20年度の伊勢崎市全域における一般廃棄物収集運搬業務委託に係る契約事務に関するものであるが、当該業務委託においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び伊勢崎市財務規則（平成17年伊勢崎市規則第43号）第153条第1項第2号の規定を適用し、特定の法人等と一者随意契約により契約締結したものである。

##### (2) 一般廃棄物収集運搬業務の委託に関する考え方

一般廃棄物収集運搬業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条の2第2項の規定により、市町村以外の者に委託することができるものである。

なお、当該業務の委託に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第9号までに詳細な基準が規定されており、業務の適正な実施のため、受託者の能力、資格等について厳格な要件を定めている。さらに、同条第5号では、委託の基準の一つとして、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」としている。

このことから、廃棄物処理法では、一般廃棄物収集運搬業務の委託に当たり、業務の公共性を考慮し、経済性の確保等の要請よりも適正な業務の遂行を重視しているものと解されている。

(3) 随意契約の理由

平成 20 年度の伊勢崎市全域における一般廃棄物収集運搬業務委託に係る契約においては、競争入札による方法と随意契約による方法とを比較検討し、平成 19 年度前の当該業務委託の履行状況、廃棄物処理法の趣旨等を考慮した結果、「受注契約を確実に履行するための技術力や役務提供能力等の向上が図られ、市の信頼に十分応えうることのできる責任体制の確立している」特定の法人等と一者随意契約により契約締結する方法を選択したものである。

3 本異議申立事件における公開決定等の理由について

本件処分の理由は、次のとおりである。

(1) 「伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について」のうち特定の法人等の業務の履行状況及びその評価が記録されている部分

比較検討結果のうち公開しないこととした部分には、平成 19 年度前における特定の法人等の一般廃棄物収集運搬業務委託の履行状況及びその評価に係る情報が個別具体的に記録されており、当該情報は公にされ、又は公にする予定のないものである。

したがって、これを公にすることにより、特定の法人等の業務の履行能力、さらに、当該法人等に対する市の評価等が公にされることになり、ひいては当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当する情報であると判断したものである。

(2) 「伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について」のうち陳情書

ア 平成 20 年度の伊勢崎市全域における一般廃棄物収集運搬業務委託を一者随意契約により契約締結することについて決定した起案文書に添付されている陳情書は、特定の法人等が市政に関する意見、要望等を文書として市長に提出したものであるが、当該陳情書は当該決定の根拠となるものではなく、あくまでも参考資料として添付されているものにすぎない。

なお、通常、市政に関する意見、要望、提案等を文書として市長に提出する陳情書、要望書等は、公開質問状等の形式により提出された場合を除き、公にすることを前提として作成していない。さらに、法人等から提出された陳情書は、当該法人等の考え方を端的に示すものであることから、当該法人等の内部管理情報に該当するものといえる。この点について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する公開の場で審議される議会への陳情、請願等とは区別されなければならない。

したがって、法人等が市政に関しどのような要望を行ったかはもちろん、その取扱いには格段の慎重さが求められるものである。特に、本件では、すでに異議申立人に対して公開した「伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について」の中に、陳情書を提出した法人等の名称が具体的に記録されていることから、当該陳情書を公にすることにより、当該法人等がどのような内容で陳情したのかが明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるものである。

イ さらに、陳情書、要望書等は、本件に限らず、提出する個人又は法人等の自由な意見の表明として市長に提出されるものであり、陳情書、要望書等が公にされることが前提になると、今後、個人又は法人等が市政に関する自由率直な意見表明の機会を制

限するおそれがある。

ウ 以上のことから、「伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について」のうち陳情書は、条例第7条第1項第3号及び第6号に該当する情報であると判断したものである。

(3) 予定価格、設計金額等に係る部分

ア 一般廃棄物収集運搬業務委託に係る設計金額は、積込み労力及び収集車運転に係る業務の単価をもとに、各地区の業務内容に応じて算出した積込費、運搬費及び諸経費を積算し、これらの合計額としている。

なお、設計金額を積算するに当たっては、公共工事の歩掛に相当する積算基準が存在しないため、まず業務の概要を記録した仕様書を作成し、過年度の同業務における積算基準等を参考として独自の設計単価を求めている。

イ また、一般廃棄物収集運搬業務委託契約に係る契約予定金額の上限となる予定価格は、伊勢崎市財務規則第152条において準用する同規則第139条第2項の規定により、仕様書、設計書等に基づいて算定したものを、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して実情に合わせて調製し、予算執行者が決定したものである。

ウ 一般廃棄物収集運搬業務委託は、毎年度継続して行われるものであり、設計金額の積算方法及び予定価格の算出方法は、今後もほぼ同様の方式で行うことになる。また、一般廃棄物の量、収集方法等に大きな変化がない限り、当該業務の内容にも大きな変更はないため、基本的に同一の仕様書により算出した予定価格及び設計金額により反復継続して行われることになる。さらに、予定価格並びに設計金額及びその根拠となる設計単価（以下「予定価格、設計金額等」という。）は公にされていない情報である。

したがって、本業務における予定価格、設計金額等が公になると、業務の性質上、今後、本業務を委託する際の予定価格をかなりの精度をもって類推することが可能となるとともに、本市における予定価格算出のノウハウが明らかとなり、本業務のみならず、今後の本市における公正又は円滑な契約事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認めるものである。

エ なお、廃棄物処理法では、一般廃棄物収集運搬業務の委託に当たっては、その公共性を考慮し、適正な業務の遂行を重視するとしているものの、経済性を確保する適正な価格で契約を締結することをまったく無視しているわけではない。

そこで、本業務において予定価格が類推されることとなった場合には、随意契約では競争原理が働かないため、公にされた予定価格の算出方法を安易に用い、見積書を提出することも可能となることから、契約金額の高止まり、業者が適正な額での見積り努力を行わない等の支障が生じるおそれがある。その結果、事後においてもこれらの情報を公にすることにより、本市の財産上の利益、ひいては市民全体の利益を損なうことになると認めるものである。

オ 以上のことから、予定価格、設計金額等に係る部分を公にすることにより、今後、適正な額での業者決定及び契約に係る事務に支障が生じ、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第1項第3号に該当する情報であると判断したものである。

#### 第4 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立人は、異議申立書において、本件処分は違法であり、条例の解釈及び運用を誤ったものであるため、本件処分を取り消すべきである旨の主張をしている。

2 異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述による異議申立人及び補佐人の主張の内容は、概ね次のとおりである。

(1) 「伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について」のうち比較検討結果の一部を非公開とした決定は、特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えないので、公開しないのは違法である。

また、3億円以上の業務を委託するに当たり、10行程度で特定の法人等の評価に係る情報を個別具体的に記録するには、常識的に考えても無理があると思われる。

(2) 随意契約が行われる前に特定の法人等から提出された陳情書を公開しない理由について、「陳情書を提出した法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ためとしているが、これは伊勢崎市財務規則第153条に抵触しており、非公開にする理由はなく違法である。

陳情書は、市長へ個人的に提出されるものではなく、市長をはじめ、市議会、市役所職員など、複数の人間が閲覧することを前提に提出され、その結果として起案されるものである。

そこで、陳情書は、起案書が起こされた時点で市民に対して公開すべきであり、これを非公開とするのは市民の不利益に当たり違法である。

また、3億円以上の契約案件にもかかわらず、随意契約とすることを決定した根拠となる陳情書が非公開とされている。このような情報は、市民として当然に公開を受ける権利があるのではないか。

(3) 積み込み労力及び収集車の運転に係る業務の単価は毎年同じではない。各地区の業務内容の算出についても、地区内の人口の増減やガソリンなどの燃料費も変動するもので毎年同じではない。ゆえに、設計金額と予定価格は一点ものの特性を持っており、毎年積算すべきものなので、随意契約締結後に予算執行伺を公開しないのは違法である。

また、予定価格は、年度によって価格はバラバラであり、他市の例をとっても、公開すべきである。

(4) 本件契約は、伊勢崎市財務規則第153条「予算執行者等は、随意契約に付すときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない」に抵触しており、違法である。

さらに、3億円もの税金を使っておきながら随意契約の理由書が公開されていない。早期に事務を進め、本件契約の存在を隠ぺいしようとしているのではないかと疑ってしまう。

(5) 市民の税金を使って委託する業者選定の理由を市民の請求によって公開しないのは違法である。税金を納めているのは市民であるので、どのような背景で、どのように税金を使ったのかを知ることは、非常に重要なことだと思う。

しっかりと説明できる契約内容であれば、市民が税金の使い方を把握できるよう、非公開とした情報を公開できるはずである。

(6) 以上のことから、本件処分の取り消しを求めて本異議申立てに及んだものである。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「行政情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、地方自治の本旨に即した市政の進展に寄与する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、市民が積極的に市政へ参加することを推進するとともに、市政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた市政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、市民から公開請求のあった行政情報を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する行政情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害したり、市政の公正かつ適切な運営を妨げ、ひいては市民全体の利益を損なうような情報も含まれているため、情報公開制度のもとにおいても、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。この例外的に非公開とせざるを得ない情報を条例第7条第1項各号で個別具体的に定めているものである。

もとより、条例の解釈及び運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公開情報の該当性について、事案の内容に則し、個別かつ適切に判断されなければならないことはいふまでもない。

### 2 本件対象行政情報の構成について

本件対象行政情報は、当審査会が見分したところ、平成20年度の伊勢崎市全域における一般廃棄物収集運搬業務委託（以下「本件業務委託」という。）に係る契約事務に関する情報のうち、次に掲げるものである。

#### (1) 伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について

本件業務委託に当たり、特定の法人等と一者随意契約により契約締結することについて決定した文書であり、起案文書及びその添付資料から構成されている。

#### (2) 予算執行伺

本件業務委託に係る予算を執行するに当たり、当該業務委託に必要な経費を積算して設計金額を算定し、予算執行者の承認を受けた契約書類であり、起案文書及びその添付資料から構成されている。

#### (3) 見積合せ調書

本件業務委託に係る見積合せの結果が記録された見積合せ調書及びその添付資料から構成されている。

### 3 本件処分の内容について

実施機関は、本異議申立事件において、次に掲げる理由により本件処分を行ったものである。

#### (1) 特定の法人等の業務の履行状況及びその評価が記録されている部分

「伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について」の添付資料の一つである比較検討結果に記録されている特定の法人等の一般廃棄物収集運搬業務の履行状況及びその評価が記録されている部分について、条例第7条第1項第3号を適用し、公にすることにより、特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開情報に該当することとしたもの

(2) 陳情書の全部

「伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について」の添付資料の一つである陳情書の全部について、次に掲げる理由により、非公開情報に該当することとしたもの

ア 条例第7条第1項第3号を適用し、公にすることにより、今後、個人又は法人等が本市に対する自由率直な意見表明の機会を制限するおそれがあるため。

イ 条例第7条第1項第6号を適用し、公にすることにより、陳情書を提出した法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(3) 予定価格、設計金額等に係る部分

次に掲げる情報に記録されている予定価格、設計金額等について、条例第7条第1項第3号を適用し、公にすることにより、今後、適正な額での業者決定及び契約に係る事務に支障が生じ、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがあるため、非公開情報に該当することとしたもの

ア 「伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について」の添付資料の一つである比較検討結果に記録されている設計単価が推測される部分

イ 「予算執行伺」の全部

ウ 「予定価格調書」の起案文書に記録されている設計金額及びその添付資料の一つである予定価格調書の全部

4 本件処分の理由として適用した条例第7条第1項第3号及び第6号の該当性について

実施機関の説明及び異議申立人の主張を整理すると、本件対象行政情報のうち、実施機関が公開しないこととした部分（以下「本件非公開情報」という。）について、それぞれ条例第7条第1項第3号又は第6号の非公開情報に該当するか否かが本異議申立事件の争点と考えられる。

そこで、当審査会としては、原則公開の趣旨のもと、本件非公開情報を公開することにより、実施機関が説明する「おそれ」が生じるか否かを審議し、本件非公開情報の条例第7条第1項第3号又は第6号の該当性について検討することとした。

(1) 非公開情報の解釈

ア 条例第7条第1項第3号

条例第7条第1項第3号では、「市の機関、国、独立行政法人等が行う事務又は事業」であって、公にすることにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものについて、非公開情報に該当するものとしている。

市の機関等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とする合理的な理由があると考えられる。しかし、市の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、その実益も乏しい。

そのため、市の機関等に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容



易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として、本号のアからオまでに例示的に掲げた上で、これらの「おそれ」に該当するもの以外の情報については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」として包括的に規定している。

この「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

また、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業に関する情報であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなどについても、同様に非公開情報になり得ると考えられる。

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するに当たっては、当該事務又は事業の目的やその目的達成のための手法などに照らして、本号に該当するか否かの判断を行わなければならない。

これは、実施機関に広範な裁量権を与えるという趣旨ではなく、実施機関は要件の該当性を客観的に判断しなければならないものであり、さらに、根拠となる規定やその趣旨に照らし、公益的な公開の必要性など、種々の利益を考慮した上で、公開することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言えるものであることが求められる。

なお、公開することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的なものとして、本号イでは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものについて、非公開情報に該当するものとしている。

市の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、公開することにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、市の財産上の利益が損なわれるおそれがあるもの、交渉、争訟等の対処方針等を公開することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるもの等もあるが、これらの契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により、又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で当該事務を遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

そこで、本号イでは、このような情報について、非公開情報に該当するものとして例示しているものである。

#### イ 条例第7条第1項第6号

条例第7条第1項第6号アでは、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものについて、非公開情報に該当するものとしている。

法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益も

多種多様である。

そこで、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、当該法人等又は当該個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、その権利、競争上の地位その他正当な利益の保護の必要性、当該法人等又は当該個人と行政との関係等を十分考慮しなければならない。

この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められ、具体的には、生産及び技術上の秘密に関する情報、営業及び販売活動上の秘密に関する情報、法人等の内部管理に関する情報、公開することにより、信用上不利益を与える情報等が該当するものである。

**(2) 「特定の法人等の業務の履行状況及びその評価が記録されている部分」の条例第7条第1項第6号該当性**

本件処分理由として、「特定の法人等の業務の履行状況及びその評価が記録されている部分」を公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の説明が実施機関からあったので、この点について、検討することとする。

ア 実施機関は、特定の法人等と一者随意契約により本件業務委託における契約を締結するに当たり、競争入札による方法と随意契約による方法とを比較検討している。その結果が本件対象行政情報の一つである「一般廃棄物収集運搬業務の一括委託について」に比較検討結果として添付されている。

実施機関の説明によると、このうち特定の法人等の一般廃棄物収集運搬業務委託の履行状況及びその評価が記録されている部分は、公にされている情報でも、公にする予定もない情報であるとのことである。

一方、異議申立人は、3億円以上の業務を委託するに当たり、本件非公開情報の10行程度で特定の法人等の評価に係る情報を個別具体的に記録することは、常識的に考えても無理がある旨の主張をしているが、当該部分には、実施機関が説明するように、平成19年度前における複数の法人等の一般廃棄物収集運搬業務委託の履行状況及びその評価が記録されていると認められる。

イ したがって、これを公開することは、通常、公にされない、又は公にする予定のない特定の法人等の一般廃棄物収集運搬業務委託の履行状況、能力等及びそれに対する市の評価に関する情報が一般に公開されることになり、ひいては特定の法人等に信用上不利益を与え、結果として、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになるというべきである。

ウ 上記のことから、「特定の法人等の業務の履行状況及びその評価が記録されている部分」は、条例第7条第1項第6号に該当する情報であると判断するものである。

**(3) 「陳情書」の条例第7条第1項第3号及び第6号該当性**

本件処分理由として、「陳情書」を公開することにより、当該陳情書を提出した法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、今後、個人又は法人等が本市に対する自由率直な意見表明の機会を制限するおそれがある旨の説明が実施機関からあったので、この点について、検討することとする。

ア 一般に、日常生活上の身近な問題、市政に関する問題等が生じた場合、個人又は法人等は、市政に関する要望、意見、提案等を陳情書、要望書等として市長に提出する。そして、この陳情書、要望書等の内容は、地方自治の本旨に即し、必要に応じて市政運営に反映させることとなるものである。

したがって、市長への陳情書、要望書等の提出は、市政への市民参加の重要な手段の一つであると言え、自由率直に自らの意思を表明できることが保障されなければならないものである。

イ 本件業務委託を一者随意契約により契約締結することについて決定した起案文書の添付資料である「陳情書」は、地方自治法に規定する公開の場で審議される議会への陳情、請願等又は公開質問状等の形式を採っていないことから、私信に近い性格を有しており、さらに特定の法人等の内部管理情報であるといえる。

かかる観点からすると、実施機関が説明するように、その取扱いには格段の慎重さが求められると認めるものである。

ウ また、法人等が実施機関に対してどのような要望を行ったのかという情報を当該法人等の意思に関わりなく実施機関が公開するならば、当該法人等の自由な意思の形成や意思実現のための事業活動に支障が生じるおそれがあるといえ、当該法人等の正当な利益を損なうと認めるものである。

エ したがって、これを公開することは、特定の法人等の今後の事業活動に不利益をもたらすものといえ、結果として、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになるというべきである。

オ なお、実施機関は、本件処分の理由として、条例第7条第1項第3号を適用し、陳情書、要望書等が公にされることが前提になると、今後、個人又は法人等が市政に関する自由率直な意見表明の機会を制限するおそれがある旨の説明もしている。

この点については、前述したとおり、陳情書、要望書等を提出した個人又は法人等の権利利益を害するおそれがあるか否かによって判断されるべきであり、実施機関の説明は妥当ではないというべきである。

カ 上記のことから、「伊勢崎市環境事業協同組合への一括委託について」のうち陳情書は、条例第7条第1項第6号には該当するが、同項第3号には該当しない情報であると判断するものである。

#### (4) 「予定価格、設計金額等に係る部分」の条例第7条第1項第3号該当性

本件処分の理由として、「予定価格、設計金額等に係る部分」を公開することにより、今後、適正な額での業者決定及び契約に係る事務に支障が生じ、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがある旨の説明が実施機関からあったので、この点について、検討することとする。

ア 市が行う各種契約の財源は、異議申立人が主張するように、すべて税金で賄われていることから、契約の締結に当たっては、経済性を確保しうる適正な価格で契約を締結することが要請されているものである。

ここで、本件業務委託における契約は、実施機関の説明によると、平成19年度前は競争入札により実施していたが、平成20年度は一者随意契約による方法に変更したと

のことである。これは、平成 19 年度前の一般廃棄物収集運搬業務委託の履行状況、廃棄物処理法の趣旨等を考慮した結果であり、併せて予定価格及び予定価格の算出の基礎となる設計金額の見直しを行っている。

イ 一般に、予定価格は、過去の設計金額等をもとに決定されるものであり、将来、同種の契約を行う予定があったり、継続的に同様の契約を行う予定がある等の事情があれば、その予定価格をかなりの精度をもって類推することが可能となる。

実施機関の説明によると、本件業務委託に係る予定価格は、廃棄物処理法の趣旨に則り、適正な業務の遂行を確保しつつも、適正な額での契約が締結できるよう過去の設計金額をもとに算出したものであり、業務の性質上、基本的に同一の仕様で毎年反復継続して行われることが予定されているとのことであるから、将来の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る予定価格は、本件業務委託に係る予定価格と比較し、大幅な変動はないものと推認される

ウ さらに、本件業務委託には、公共団体の発注する公共工事の歩掛に相当する積算基準が存在せず、本件業務委託の設計金額及びその根拠となる設計単価についても公表されていないことを考慮すると、たとえ随意契約締結後の予定価格であっても、本件業務委託に係る予定価格が公開された場合には、見積参加者において、同価格をもとに将来の予定価格を推測することが容易になり、予定価格直下へのお見積価格となるおそれが生じる可能性は否定できない。

エ そこで、本件業務委託に係る予定価格を公開した場合においては、実施機関が説明するように、将来、随意契約が行われ、予定価格が類推された場合には、見積参加者の真剣な見積り努力を阻害する可能性が高いこと、予定価格直下へのお見積価格となるおそれがあること等、契約金額の高止まりなどの支障が生じる可能性が高く、特に、随意契約の場合にあっては競争原理が働かないため、競争入札を行う場合と比較し、その可能性が高くなるといえる。

このことは、市民の権利利益を最大限に実現するという契約事務の目的を失わせ、将来の本市における公正かつ適正な契約事務の遂行に支障を及ぼすものといえ、市の財産上の利益、ひいては市民全体の利益を損なうことにつながると認めるものである。

オ したがって、本件業務委託に係る契約事務の公正性及び透明性の確保を考慮しても、なおこれらの支障を防止する必要性が高いというべきである。

カ また、業務の性質上、一般廃棄物収集運搬業務に係る予定価格の算出方法自体は、今後もほぼ同様の方法により行うものであることから、その算出の基礎となる設計金額及び設計単価を公開すると、今後の当該業務委託に係る予定価格をかなりの精度をもって類推することができる可能性は否定できない。

したがって、設計金額及び設計単価を公開することは、予定価格を公開することと同様の支障が生じるというべきである。

キ 上記のことから、「予定価格、設計金額等に係る部分」は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する情報であると判断するものである。

## 5 その他

当審査会は、実施機関が行った公開決定等に対して不服申立てがなされた場合において、

その対象となる行政情報の全部又は一部が非公開情報に該当するか否かを条例の規定及び趣旨に照らしながら調査審議するものであることから、異議申立人のその余の主張については、本異議申立事件の調査審議の対象とはしなかった。

## 6 結論

以上のとおりであるから、本異議申立事件に対して当審査会は、上記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第6 審査会の付帯意見

実施機関は、条例の目的を達成するために、市政の諸活動を市民に説明する責務を果たし、開かれた市政を推進しなければならないものとする。

ここで、異議申立人は、随意契約とした理由が公開されていない旨の主張をしているが、実施機関は、異議申立人に対して「入札及び契約の過程並びに契約内容に関する事項の公表書」によりその理由を公開している。

このほか、実施機関は、異議申立人の行った公開請求に対して、本件業務委託に係る契約金額の記録された契約書、業務の内容等が記録された仕様書、見積合せにおける見積書等を公開しており、当審査会としては、本件業務委託に係る契約事務に関する一定程度の説明責任を果たしていると認めるものである。

## 第7 審査会委員の回避について

本異議申立事件に係る調査審議に関し、当審査会の小暮会長から、当該事件に関連した件で弁護士として異議申立人に関与した経緯があるので、当審査会において行う調査審議の手続を回避したい旨の申出があった。

当審査会としても、審議の公正性及び中立性に疑義を受けないようにとの同会長からの申出の趣旨を尊重し、委員の総意によりこの申出を認めたものである。

したがって、同会長は、当審査会で行った本異議申立事件に係る調査審議には参加していない。

なお、伊勢崎市情報公開審査会規則（平成17年伊勢崎市規則第15号）第2条第3項の規定により、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっているので、同会長からあらかじめ指名されていた吉田委員が会長職務代理者として議長を務め、本異議申立事件に係る調査審議を行ったものである。

## 第8 調査審議の経過

当審査会における本異議申立事件に係る調査審議の経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 審査会における調査審議の経過

年 月 日	内 容
平成 20 年 8 月 5 日	○ 実施機関から「諮問書」を受領
平成 20 年 8 月 11 日 (第 2 回審査会)	○ 審議
平成 20 年 8 月 21 日	○ 実施機関に「行政情報公開決定等理由説明書」を提出要求
平成 20 年 8 月 29 日	○ 実施機関から「行政情報公開決定等理由説明書」を受領
平成 20 年 9 月 2 日	○ 異議申立人に「行政情報公開決定等理由説明書」の写しを送付
平成 20 年 9 月 17 日	○ 異議申立人から「意見書」を受領
平成 20 年 9 月 18 日	○ 実施機関に「意見書」の写しを送付
平成 20 年 9 月 22 日 (第 3 回審査会)	○ 実施機関による口頭理由説明 ○ 異議申立人及び補佐人による口頭意見陳述
平成 20 年 10 月 9 日 (第 4 回審査会)	○ 実施機関による口頭理由説明 ○ 審議
平成 20 年 10 月 27 日 (第 5 回審査会)	○ 審議
平成 20 年 11 月 17 日 (第 6 回審査会)	○ 審議